

健感発第0714001号

平成17年 7月14日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 養鶏場の従業員等に対する健康調査の実施について

高病原性鳥インフルエンザ対策については、「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について」（平成16年2月27日付け医政経発第0227001号・健感発第0227001号・食安監発第0227002号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）及び「高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置について」（平成16年12月22日付け健感発第1222001号本職通知）によることとしているが、今般、「高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの実施について」（平成17年7月8日付け17消安第3444号農林水産大臣通知。以下「大臣通知」という。）により、別添(写)のとおり各都道府県家畜衛生部局において高病原性鳥インフルエンザの全国調査が実施されることを踏まえ、養鶏場において高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、又は感染した疑いのある家きん（以下「感染家きん」という。）が確認された場合には、衛生部局において、養鶏場の業務に従事している者及びその家族であって家きんと濃厚に接触する機会があった者（以下「従業員等」という。）の健康状態の把握に努め、感染の可能性の有無を確認するため、下記のとおり健康調査を実施されたい。管下市町村（政令市及び特別区を含む。）に対しては貴職から周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

#### 記

- 1 ヒトが高病原性鳥インフルエンザに感染した場合、これまでの知見ではインフルエンザ様症状及び結膜炎症状を呈することがあると考えられていることから、インフルエンザ様症状及び結膜炎の有無について確認すること。これらの症状を呈していた場合には、従業員等又はその保護者に対し、医療機関を受診し、又は受診させるよう勧奨し、医師

による診断及び治療が行われるよう配慮すること。

なお、医療機関を受診し、又は受診させるに当たっては、従事する養鶏場において感染家きんが確認されたこと又は当該家きんと濃厚に接触する機会があったこと、及び迅速診断キットによる検査結果について医師に伝えるよう要請すること。

2 従業員等に健康状態の把握の必要性等について十分説明の上、明示の同意を得て、咽頭拭い液を採取し、インフルエンザ迅速診断キットによる検査を実施すること。

3 次に掲げる場合に応じ、PCR検査を実施すること。

(1) 感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH5である場合

咽頭拭い液を採取し、地方衛生研究所においてH5亜型に対するPCR検査を実施すること。迅速診断キットによる検査の結果が陽性の場合には、H1亜型及びH3亜型についてもPCR検査を実施すること。なお、PCR検査の実施に当たっては、国立感染症研究所が開示するプライマーを使用すること。

PCR検査の結果、地方衛生研究所においてH5亜型が検出された場合には、検体を国立感染症研究所に送付し、再検査による確定診断を行うものとする。

(2) 感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH5以外である場合

採取した咽頭拭い液を国立感染症研究所に送付し、PCR検査を実施するものとする。迅速診断キットによる検査の結果が陽性の場合には、地方衛生研究所においてH1亜型及びH3亜型のPCR検査を実施すること。

なお、感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH1又はH3の場合は、健康調査の対象としないこと。

4 防疫従事者については、2及び3に定める検査は行わず、防疫措置の期間、従事者数、防疫措置後の有症状者数について把握すること。

なお、防疫措置を講ずるに当たっては、①作業前後の健康状態を把握するとともに、②従事に当たっては必要な感染防御策を施すよう徹底し、③体調不良者には当該作業に従事させないこと。

5 今般、家きんから確認されたH5N2亜型については、ヒトへの感染の可能性について、十分な知見が得られていない状況にある。ヒトへの感染の可能性を確認する上では、血清抗体検査により過去の感染の確認を含めた情報が今後の新型インフルエンザ対策を始めとする公衆衛生施策にとって重要であるため、任意の協力が得られる場合に限り、健康調査の対象となる従業員等から採血を行い、血清抗体検査を実施すること。なお、防疫従事者については、血清抗体検査の対象とはならないこととする。

血液採取については、通知により協力を募り、協力を希望された方に限り、趣旨及び検査方法について十分に説明し、明示の同意を得た上で行うこととし、検体は、国立感染症研究所へ送付すること。ペア血清による判定を行うため、1月後の採血も実施すること。検査結果判明時は、個別に説明すること。

なお、検査協力の依頼に当たっては、別紙1を参考とすること。

6 健康調査を行う前に、大臣通知による全国一斉サーベイランスの各都道府県における計画を把握し、必要な器材について確保に努めること。

7 健康調査を実施した場合には、健康調査の実施内容、結果等について、別紙2の様式により、対象となった養鶏場ごとにまとめたもの（個人情報を除く。）を、各都道府県衛生部局において取りまとめの上、当職まで報告すること。報告は、①迅速診断キットによる検査終了後、②PCR検査の結果確認後、③防疫措置の終了後に、各時点において把握している内容について行うこと。

なお、迅速診断キットによる検査又はPCR検査の結果が陽性であった場合には、別紙3の様式により、直ちに、当職まで報告すること。

8 健康調査の結果の取扱いについては十分に注意するとともに、従業員等の人権への配慮、個人情報の保護及び関係法令の遵守について特に留意すること。

(参考)

### 血液検査へのご協力のお願い

高病原性鳥インフルエンザに感染している疑いのある家きんが確認された養鶏場では、鶏と濃厚に接触していた従業員等の方を対象とした健康調査を実施しています。

健康調査では、症状の有無を確認するとともに、咽頭ぬぐい液をとり、インフルエンザウイルスの感染を約5～20分程度で確認するインフルエンザ迅速診断キット検査及びインフルエンザウイルスの型を確認するPCR検査を実施しています。

これらの検査は、現在、高病原性鳥インフルエンザに感染しているかどうかの確認となり、過去に感染したかどうかは確認することはできません。過去の感染の有無を確認するためには、血液を採取し、血清抗体検査を実施する必要があります。

現在、世界的にも高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染について、研究が行われているところですが、ウイルスの型によっては、ヒトへの感染の可能性について、十分な知見が得られていない状況です。

今後の感染予防の施策上、感染の可能性について検討しておくことが重要とされることから、健康調査の対象となる方から、血清抗体検査のご協力をお願いしております。

血清抗体検査の実施にあたっては、1ヶ月の間をあけて2回の採血をお願いいたします。

検査の判定には最低2～3ヶ月を要しますが、それ以上の期間が必要となる場合もありますので、予めご理解願います。

なお、この検査は任意の協力により行われるものです。

ご協力をいただける場合には、△△保健所へお申し出ください。

〇〇県△△保健所

## 養鶏場の業務従事者等に対する健康調査の実施結果について

年 月 日

厚生労働省健康局結核感染症課長あて

都道府県名 : 部 課

担当 :

TEL :

FAX :

1 対象となる養鶏場	
2 感染家きんのウイルス結果	陽性確認日 : 検査方法 : 亜型 :
3 健康調査対象者	名 (従業員 名、家族 名)
4 健康調査実施日	平成 年 月 日
5 有症状者の状況	有症状者 名 (症状 )
6 インフルエンザ迅速診断キット検査結果	陽性 名 陰性 名
7 PCR検査結果	陽性の検出の有無 : 有 無 「有」の場合 : H 型 名中 名 検査結果確認日 :
8 血清抗体検査用の血液採取	人数 : 採取日 :
9 防疫従事者の健康状態	防疫措置の期間 : 月 日 ~ 月 日 従事者数 : 名 有症状者数 : 名 (うち医療機関受診者 名 : 症状 )



図 従業員等の健康調査の流れ

